

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.5E-1				1.7E+3		9.4E+1	1,790.9
2	アクリルアミド							1.0E+0	1.0
3	アクリル酸エチル							1.7E+2	165.5
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2.3E+1						1.6E+0	24.5
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							1.7E+2	165.4
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	7.1E+0							7.1
8	アクリル酸メチル							1.7E+2	165.4
9	アクリロニトリル							1.4E+2	139.0
10	アクロレイン		3.1E+3					5.4E+2	3,609.9
11	アジ化ナトリウム	6.1E-1							0.6
12	アセトアルデヒド		1.6E+4					3.0E+3	19,317.3
13	アセトニトリル	9.4E+1						2.8E+3	2,909.4
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							1.8E-1	0.2
17	o-アニシジン								
18	アニリン							1.9E+0	1.9
20	2-アミノエタノール	2.1E+1			3.2E+4			2.6E+3	35,011.8
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					1.5E+2	3.8E+1		185.9
23	p-アミノフェノール							6.2E-2	0.1
24	m-アミノフェノール							2.8E-2	0.0
25	メトリブジン								
27	メタミロン								
28	アリルアルコール							2.8E+1	27.6
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							4.0E+0	4.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	1.1E+3			2.1E+5			6.6E+3	215,077.7
31	アンチモン及びその化合物	6.4E-1						1.3E+1	13.2
33	石綿								
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							3.9E+3	3,903.1
37	ビスフェノールA	1.1E+1						4.7E-1	11.5
40	ピフェナゼート					4.8E+2			480.0
41	フルトラニル					1.4E+3			1,418.0
46	キザロホップエチル					1.4E+1			14.0
47	ブタミホス					2.3E+2			230.0
48	E P N					1.8E+3			1,801.5
49	ペンディメタリン					8.4E+2			839.8
50	モリネート								
51	2-エチルヘキサノ酸							1.3E-3	0.0
52	アラニカルブ					1.2E+3			1,160.0
53	エチルベンゼン	4.0E+4	4.8E+4	6.9E+4				4.8E+4	206,329.7
54	ホスチアゼート					5.1E+2			510.0
56	エチレンオキシド	2.5E+2						9.5E+1	346.5
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	3.5E+2		7.6E+1				3.7E+1	465.7
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	2.1E+1						8.8E+0	30.0
59	エチレンジアミン							5.1E+1	50.7
60	エチレンジアミン四酢酸	8.7E+1			2.3E+2			8.8E+1	406.0
61	マンネブ					7.1E+4			70,750.0
62	マンコゼブ					3.2E+5			319,459.5
63	ジクアドジプロミド					3.6E+3			3,636.4
64	エトフェンブロックス					2.2E+3	9.1E+1		2,294.2
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					3.4E+1			34.0
71	塩化第二鉄	4.7E-2							0.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							6.0E+0	6.0
75	カドミウム及びその化合物							2.2E-4	0.0
76	ϵ -カプロラクタム							1.5E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	5.2E+4	1.8E+5	1.1E+5				8.2E+4	421,338.6
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.0E+0						2.3E+0	3.3
83	クメン	1.0E+2						1.8E+2	281.1
84	グリオキサール							2.6E-1	0.3
85	グルタルアルデヒド	1.7E+1						7.3E+2	750.8
86	クレゾール							4.8E+1	48.1
87	クロム及び3価クロム化合物	1.2E+0						4.0E+0	5.1
88	6価クロム化合物	4.8E+0		8.2E+1					87.3
89	クロロアニリン								
90	アトラジン								
91	シアナジン								
92	トルフェンピラド					1.4E+3			1,425.0
93	メトラクロール								
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					1.2E+3			1,219.0
96	ジフェノコナゾール					1.0E+3			1,030.0
98	クロロ酢酸							2.1E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチクロール					1.2E+3			1,209.1
101	アラクロール					2.2E+2			215.0
103	HCFC-142b							8.5E+3	8,510.3
104	HCFC-22							1.2E+5	121,470.5
108	メコプロップ					2.3E+2			228.0
113	シマジン					5.1E+1			51.0
114	インダノファン					1.5E+2			145.2
115	フェントラザミド					1.8E+2			179.7
116	ヘキシチアゾクス					1.0E+2			100.0
117	テブコナゾール					7.0E+2	6.2E+1		762.3
118	ミクロブタニル					3.6E+1			36.0
119	フェンブコナゾール					6.6E+1			66.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン								
125	クロロベンゼン	6.3E+1						2.5E+2	308.4
126	CFC-115							4.8E+2	481.2
127	クロロホルム	1.6E+2						1.1E+3	1,242.1
132	コバルト及びその化合物	2.3E+1						2.2E+2	247.0
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	2.1E+2						2.7E-2	212.0
134	酢酸ビニル							2.2E+2	224.0
136	サリチルアルデヒド							1.3E-2	0.0
137	シアナミド					7.9E+1			79.3
138	ジクロシメット					5.4E+1			54.0
139	トラロメリン					7.0E+0	5.5E+0		12.5
140	フェンプロパトリン					2.3E+3	7.4E+0		2,307.4
141	シモキサニル					1.3E+2			126.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	2.6E+1						1.8E+2	204.9
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							6.5E-2	0.1
146	ピリミホスメチル					9.4E+1			94.0
147	チオベンカルブ								
148	カフェンストロール					4.5E+2			452.4
150	1,4-ジオキサン	4.2E+1						7.2E+2	764.5

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					4.5E+3			4,522.5
153	テトラメリン						1.8E+2		183.9
154	シクロヘキシルアミン							1.2E+1	12.1
157	1,2-ジクロロエタン	3.4E+1						8.2E-1	35.3
161	CFC-12							8.3E+3	8,325.9
162	プロピザミド					7.8E+2			780.0
164	HCFC-123							1.3E+3	1,272.2
168	イプロジオン								
169	ジウロン					2.2E+3		4.3E+0	2,246.3
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.6
171	プロピコナゾール					4.3E+1			42.7
172	オキサジクロメホン					2.2E+2			215.0
174	リニユロン					7.2E+1			72.0
175	2,4-D					5.9E+2			593.2
176	HCFC-141b							1.7E+4	16,621.2
178	1,2-ジクロロプロパン							8.8E-1	0.9
179	D-D					1.6E+4			15,677.5
181	ジクロロベンゼン						5.2E+2	9.4E+4	94,711.7
182	ピラゾキシフェン					2.1E+1			21.0
183	ピラゾレート					7.5E+2			750.0
184	ジクロベニル					6.4E+2			636.2
185	HCFC-225							2.6E+3	2,628.9
186	塩化メチレン	1.1E+4						1.2E+0	10,964.1
187	ジチアノン					6.1E+3			6,056.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							4.8E+1	48.4
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					3.2E+2			320.0
193	エチルチオメトン					1.2E+3			1,214.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					1.8E+3			1,770.0
196	メチダチオン					4.3E+4			42,812.0
197	マラソン					4.2E+3			4,169.0
198	ジメトエート					1.4E+2			138.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							7.8E-7	0.0
203	ジフェニルアミン							1.2E-2	0.0
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							3.7E+0	3.7
206	カルボスルファン					8.0E+0			8.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	5.4E+0					5.5E+0	3.5E+1	45.9
209	ジプロモクロロメタン							5.9E+2	589.6
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							5.2E+2	521.3
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					1.2E+4			11,645.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	1.8E+2						1.6E+1	198.8
216	N,N-ジメチルアニリン							8.7E-1	0.9
217	チオシクラム					5.0E+1			50.0
218	ジメチルアミン	9.7E+1						2.1E+0	98.8
221	ベンフラカルブ					1.7E+2			171.0
222	フェノチオカルブ								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシ	7.0E+1			1.9E+4			1.7E+1	18,757.1
225	トリクロロホン					1.2E+3	8.4E+0		1,246.4
227	パラコート					2.5E+3			2,465.0
229	チオファネートメチル					1.5E+4			14,735.7
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	8.8E+2							878.4
233	フェントエート					2.9E+3			2,924.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					1.2E+2			120.0
237	水銀及びその化合物	1.6E+0							1.6
239	有機スズ化合物	4.3E-1							0.4
240	スチレン	1.1E+3	1.6E+4	7.3E+0				1.3E+3	18,465.6
242	セレン及びその化合物							6.1E-4	0.0
243	ダイオキシン類							3.6E+2	358.4
244	ダゾメット					3.0E+4			29,694.0
245	チオ尿素							7.3E+1	73.5
248	ダイアジノン					7.2E+3	6.5E+0		7,204.5
249	クロルピリホス					2.6E+3			2,628.0
250	イソキサチオン					8.9E+2			889.0
251	フェントロチオン					1.3E+4	4.8E+2		13,064.6
252	フェンチオン					2.5E+2	9.2E+1		342.1
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス					1.5E+3			1,547.0
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							1.3E-3	0.0
257	デカノール							6.7E-2	0.1
258	ヘキサメチレンテトラミン							1.3E+4	12,530.3
259	ジスルフィラム	7.7E+1							77.5
260	クロロタロニル					5.5E+3			5,524.0
261	フサライド					2.7E+3			2,698.0
262	テトラクロロエチレン	2.0E+3						8.4E-2	1,990.3
266	テフルトリン					7.3E+1			73.0
267	チオジカルブ					6.3E+2			625.5
268	チウラム	2.1E+2				2.8E+3			2,978.2
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	8.8E-2						1.2E+2	116.5
273	n-ドデシルアルコール							5.6E+1	56.1
275	ドデシル硫酸ナトリウム	3.5E+2			3.2E+4			8.7E+2	33,692.8
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	1.4E+1						2.4E+1	37.9
278	トリエチレンテトラミン	3.6E+0							3.6
281	トリクロロエチレン	2.5E+3						8.8E-2	2,491.4
282	トリクロロ酢酸	2.9E+0						2.2E+1	25.1
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					2.2E+4			21,766.5
286	トリクロピル					1.8E+2			176.0
288	CFC-11							9.9E+3	9,870.7
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							9.6E+0	9.6
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					1.6E+3			1,568.8
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	9.9E+3	1.7E+3					8.8E+2	12,470.0
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5.3E+3	1.6E+4	1.6E+3				2.6E+3	25,781.1
298	トリレンジイソシアネート							8.7E-6	0.0
299	トルイジン							1.3E-5	0.0
300	トルエン	8.3E+4	2.8E+5	4.9E+4				2.6E+4	437,804.4
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.2E+1						2.3E+3	2,273.5
305	鉛化合物	2.1E+1		3.9E+2				3.2E+1	444.7
308	ニッケル							3.6E+1	36.3
309	ニッケル化合物	5.8E+0						1.6E+2	166.5
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							1.3E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							2.2E+1	22.2
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド							1.8E-2	0.0
323	シメトリン					3.8E+1			37.5
325	オキシシン銅					2.6E+3			2,565.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					2.0E+2			200.0
329	ポリカーバメート					8.5E+3		2.0E+3	10,422.7
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド							6.7E-2	0.1
331	カズサホス					8.7E+1			87.0
332	砒素及びその無機化合物							7.7E-5	0.0
333	ヒドラジン	4.9E+1						6.6E+2	706.8
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							2.0E+0	2.0
336	ヒドロキノ	2.4E+0						3.4E+2	342.1
340	ビフェニル							2.1E+0	2.1
341	ビペラジン							1.6E+1	16.5
342	ピリジン							5.8E+1	57.8
343	カテコール							2.0E+0	2.0
346	2-フェニルフェノール							2.5E+2	246.6
348	フェニレンジアミン							4.4E-1	0.4
349	フェノール	8.3E+0						1.3E+0	9.6
350	ペルメトリン					3.8E+2	2.4E+2		621.6
351	1,3-ブタジエン		1.6E+4					1.1E+3	16,740.1
354	フタル酸ジ-n-ブチル	6.8E+1		3.6E+2				1.8E+2	612.4
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	9.5E+1		6.2E+0				2.4E+0	104.0
357	ブプロフェジン					4.3E+3			4,345.0
358	テブフェノジド					2.7E+2			270.0
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ							2.4E+0	2.4
360	ベノミル					6.8E+3			6,780.0
361	シハロホップブチル					4.1E+2			407.6
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					7.2E+1			72.0
364	フェンピロキシメート					3.8E+2			378.0
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					6.0E+2			600.0
370	ピリダベン					1.2E+3			1,230.0
371	テブフェンピラド					2.0E+1			20.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	4.6E+2							459.8
376	ブタクロール					2.1E+2			207.5
377	フラン								
378	プロピネブ					3.5E+2			350.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブロモジクロロメタン							5.0E+2	497.2
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					8.5E+1			85.0
384	1-ブロモプロパン							8.9E+0	8.9
385	2-ブロモプロパン								
386	臭化メチル					9.6E+3			9,573.9
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	6.9E+1			1.4E+3			2.7E+1	1,505.3
390	ヘキサメチレンジアミン							1.3E+0	1.3
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	2.3E+4	4.7E+3					1.3E+3	29,394.5
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1.7E+1							16.7
398	塩化ベンジル							6.5E-2	0.1
399	ベンズアルデヒド		5.3E+3					3.7E+2	5,656.4
400	ベンゼン	8.5E+2	7.5E+4					1.6E+4	91,468.0
402	メフェナセツ					1.4E+3			1,355.3
403	ベンゾフェノン							3.2E-2	0.0
405	ほう素化合物	2.2E+2					2.1E+1	2.7E+1	267.9
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	6.4E+3			5.1E+5			2.6E+4	540,475.1
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	7.5E+1			4.0E+3			1.6E+3	5,625.7
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	3.1E+2			5.1E+4			1.4E+4	65,542.6
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	8.9E+2			4.1E+3			6.9E+3	11,963.3
411	ホルムアルデヒド	1.5E+3	4.5E+4					4.2E+3	50,358.9
412	マンガン及びその化合物	5.1E-2						7.2E+0	7.2
413	無水フタル酸							8.3E-4	0.0
414	無水マレイン酸							1.1E+0	1.1
415	メタクリル酸	3.2E+0						1.9E+1	22.0
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							8.8E-8	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							4.9E-1	0.5
420	メタクリル酸メチル							7.1E+1	71.0
422	フェリムゾン					2.3E+3			2,279.0
423	メチルアミン							2.9E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					1.8E+3			1,820.0
427	カルバリル					1.6E+3	9.7E+1		1,675.1
428	フェノブカルブ					5.5E+2	3.4E+2		886.7
429	ハロスルフロンメチル					4.4E+1			44.4
430	インドキサカルブ					1.0E+1			10.0
431	アゾキシストロビン					4.2E+2			416.6
432	アミトラズ					2.8E+2			280.0
433	カーバム					9.0E+2			900.0
434	オキサミル					3.0E+1			29.6
435	ピリミノバックメチル					5.6E+1			55.7
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	1.2E+3					3.5E+1	2.8E+2	1,517.7
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド							6.1E-1	0.6
442	メプロニル					8.3E+2			827.0
443	メソミル					6.1E+2			609.5
444	トリフロキシストロビン					2.5E+1			25.0
445	クレソキシムメチル					9.9E+3			9,938.4
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	4.5E+2							446.8
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					3.5E+2			345.4
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	1.2E+1						2.3E-2	12.4
453	モリブデン及びその化合物	3.6E+1						2.7E+2	301.6
455	モルホリン	3.1E+1						5.8E+1	88.4
456	りん化アルミニウム								
457	ジクロロボス						1.1E+3		1,083.0
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							7.4E-1	0.7
460	りん酸トリトリル							4.1E-4	0.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							1.0E+1	10.1
462	りん酸トリ-n-ブチル							1.2E-2	0.0
合 計		2.5E+5	7.0E+5	2.3E+5	8.6E+5	6.8E+5	3.3E+3	5.4E+5	3,265,057.6

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。